

中野区移動型プレーパーク運営事業募集要項

2026年2月
中野区

中野区移動型プレーパーク運営事業募集要項

2026年2月

中野区

第1 募集概要

1 募集の趣旨

中野区では、子どもが自由にやりたいことができ、多様な交流や体験を得られる地域の居場所づくりを目的として、区内のプレーパーク活動に対する支援を実施しております。

一方で、プレーパーク活動が実施されている地域に偏在がある、区内で活動するプレーパークで物置や備品が不足している状況があります。

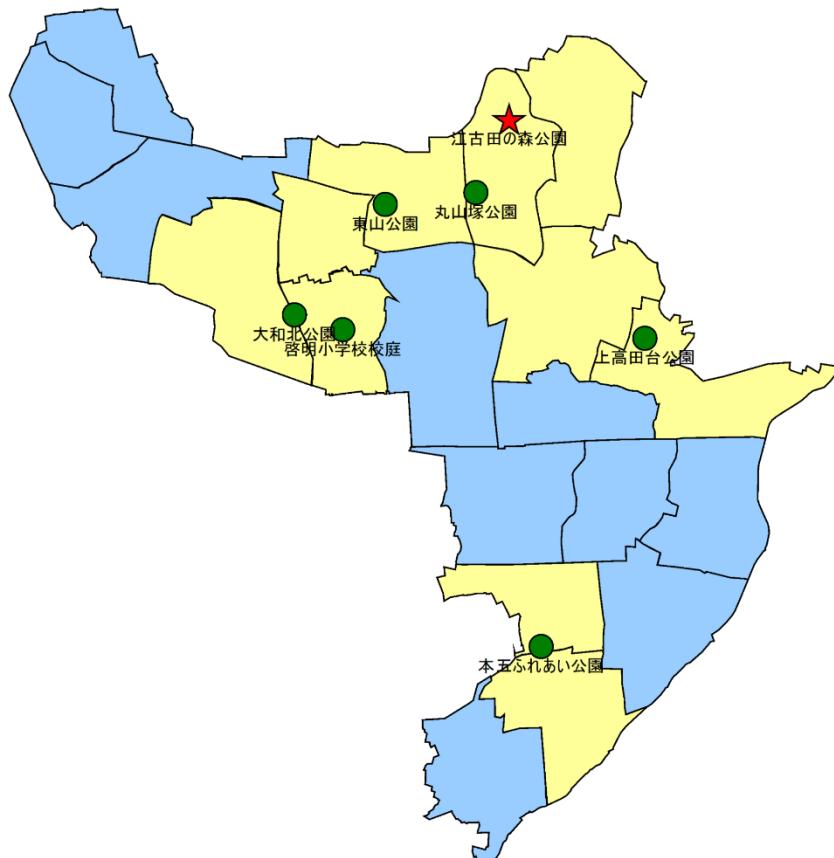
については、以下の条件等により中野区内の公有地や民有地（以下、「公有地等」と言います。）に出張しイベント的にプレーパークを実施する事業及び既存のプレーパーク活動を支援する事業の提案を募集します。

2 開始時期

原則として2026年8月31日までに事業を開始するものとします。

3 事業実施地域

小学校区内または近接地域において定期的なプレーパーク活動が実施されていない地域（下図の青塗地域（令和8年2月時点））のいずれかにおいて、少なくとも1回以上プレーパーク活動を実施してください。



第2 募集条件

1 法人の応募資格

以下の条件をすべて満たしている法人とします。（個人からの応募は受け付けません）

(1) 運営実績要件

東京都において、以下の事業のいずれかについて、地方自治体等からの委託（再委託を含む）または補助を受けて実施した実績があること。

ア 公園や校庭等の公有地に出張しプレーパークをイベント的に実施する事業

イ 公園や校庭等の公有地に年間を通じて定期的に開設するプレーパーク事業

(2) 応募者要件

下記の欠格事項に該当しないこと。

ア 民法上の行為能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本区における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、自治法第 92 条の 2、同法第 142 条（同条を準用する場合を含む。）または第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者

カ 国税及び地方税を滞納している者

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）またはその構成員の統制下にある法人

ク 会社更生法、民事再生法に基づき更正または再生手続きをしている法人

第3 実施事業等

1 出張プレーパーク事業

下記の条件で、中野区内の公有地等にプレーパーク活動実施に必要な車両（以下「プレーカー」と言います。）及び玩具・備品等を持込み、イベント的にプレーパーク活動を実施してください。

(1) 実施頻度

各年度、事業を開始できる体制が整い次第、月 1 回程度を目安に事業を実施してください。

(2) 実施時間

原則として 9 時から 17 時の中で、事業を実施する季節、地域・近隣の状況に応じて適切な実施時間を設定してください。

(3) 実施場所

ア 事業を実施する公有地等を使用するために必要な許可等は運営法人において取得してください。

イ 公有地等を使用するにあたり、中野区から占用許可や使用許可を取得する必要がある場合は、実施する候補日が決まり次第速やかに区に報告してください。

(4) 保険

ア 本事業開始前に任意自動車保険（自動車損害賠償責任保険に加えて任意で加入する自動車保険を言います）・行事保険等の事業を安全に運営するために必要な保険に加入してください。

イ 保険の契約前に、その内容について区に事前に報告してください。

(5) 参加料の徴取

基本的に参加者から参加料等の経費の徴収をしないでください。

※材料費・食材費を徴収する場合は原料費を超えないようにしてください。

(6) 近隣対応

地域住民等へ下記のとおり対応してください。

ア 出張プレーパークの実施前に出張先の公有地等が属する町会・自治会、近隣住民等への挨拶や説明を行うこと。その際、意見や要望への誠実な対応を通じ、近隣住民の理解と協力を得られるよう努めること。また、当該説明の内容については区に報告すること。

- イ 当日の遊び内容の決定及び実施にあたっては、近隣住民からの要望に配慮し、苦情・要望等があった場合、運営法人の責任において解決を図るよう努めること。
- ウ 町会・自治会、関係者、近隣住民への説明は運営法人の責任において行うこと。

(7) 人員体制

実施内容の規模や経験年数などのバランスを充分考慮したうえで、必要な人員を配置してください。

2 プレーパーク活動支援事業

区内の公有地等でプレーパーク活動を実施する団体等及び実施したいと考えている団体等に対して、プレーカー、備品等を貸し出す等の支援をする事業を実施してください。

(1) 支援対象者

以下条件を満たす法人または個人に対して支援事業を実施してください。

ア 中野区内に拠点（個人の場合は住居地）を持ち、中野区内の公有地等で活動を実施する団体または個人であること

イ 中野区が認めるプレーパークに関する養成講座を受講しているまたは受講する予定があること

(2) 実施頻度

第3 1出張プレーパーク事業を実施するのに支障のない範囲で、(1)の支援対象者から要望に応じて随時事業を実施してください。

(3) 実施場所

本事業に基づくプレーカーや備品等の貸出は、支援対象者が中野区内でプレーパーク事業を実施する場合に限ります。

(4) 料金の徴収

基本的に本事業を通じて支援対象者から料金は徴収しないでください。

第4 準備・運営に当たっての補助制度

1 準備経費及び運営経費に対する補助及び補助条件等

中野区は、令和8年度の予算の範囲内において以下に掲げる補助等を行う予定です。ただし、本募集要項の公表以降、区の補助内容を変更または中止する場合があります。

(1) 運営経費補助

【補助額及び対象経費】

対象経費 事業を実施するために必要となる人件費、駐車場・レンタル倉庫等の賃借料

(敷金を除く)、保険料、備品・消耗品購入費、報酬費、謝礼等

補助基準額 2,463千円

補助額 対象経費と補助基準額のうち、少ない方の金額（千円未満切捨て）

支払い時期 補助金の交付決定後、概算額で支払い、補助事業の完了後に精算

(2) 開設準備経費補助

【補助額及び対象経費】

対象経費 事業を始めるために必要となる備品・消耗品購入費（車両及び子どもの遊びに関する備品等の購入）

補助基準額 4,742千円

補助額 対象経費の実支出額と補助基準額のうち少ない方の金額（千円未満切捨て）

支払い時期 補助金の交付決定後、概算額で支払い、補助事業の完了後に精算

第5 募集スケジュール及び選定方法

1 募集から選定までの流れ及びスケジュール
募集要項の公表 2026年 2月 9日（月）

参加表明書提出期限 及び 質問受付期限 2026年 2月 24日（火）

企画提案書提出期限 2026年 3月 9日（月）

ヒアリング実施予定日 2026年 3月中旬

選定結果通知予定時期 2026年 3月中旬以降

基本協定締結予定時期 2026年 3月下旬以降

2 具体的な手続き

（1）参加表明書の提出

物件等の事前相談を経て、本件募集に対し応募の意向がある場合は、様式1「参加表明書」を、後述第6の1に記載するEメールアドレスあてに送信してください。

（2）応募書類の提出

応募書類として後述第6の1にある書類をご提出していただきます。

なお、応募書類の提出は上記1の期限内に参加表明書を提出した法人に限り受け付けます。
提出の際には、午前9時から午後5時までの間にご来庁願います。

（3）ヒアリング

応募書類を提出いただいた法人に対して日時を指定し本事業の提案内容に関するヒアリングを実施いたします。場所は中野区役所を予定しています。

（4）基本協定の締結

運営予定法人として選定された際には、この要項に定める応募条件、運営法人の提案内容等の適正かつ確実な実施を確保するため、中野区と運営法人との間で事業の実施に関する基本協定を締結していただきます。

第6 応募の手順・方法

1 応募書類の提出

書類番号	【提出書類】 内容等
(0) 応募前の提出書類	
①	【参加表明書】 (様式1)
②	事業 HP やチラシ等の実績要件に係る事業の概要が分かる書類
③	地方自治体等から委託（再委託を含む）または補助を受けて事業を実施したことが分かる書類（契約書、交付決定書、交付額確定通知等）
(1) 応募申込書	
①	【応募申込書】 (様式2)
(2) 企画提案書	
①	【応募動機】 本事業に応募した動機を具体的に示すこと。
②	【事業の基本的な考え方】 本事業を実施することの意義や効果についてどのように考えるか示すこと。
③	【運営方針】 子どもが自由にやりたいことができ、多様な交流や体験を得られる地域の居場所づくりを行うに当たっての必要な取り組みや工夫、安全対策の考え方及び子どもとの関わり方等について具体的に示すこと。
④	【近隣住民等への配慮】 <ul style="list-style-type: none">・近隣住民や所属する町会への配慮についての考え方、近隣説明の具体的な手順や取組時期、留意点などを具体的に示すこと。・プレーパークを出張して運営するにあたっての、地域住民や関係団体との関わり方についての考え方、必要と考える配慮、想定されるトラブルとその対処法が具体的に示すこと。
⑤	【職員の配置、構成、人材育成についての考え方】 <ul style="list-style-type: none">・プレーパークを開催するにあたっての人員配置計画（配置総人数、実務経験）を具体的に示すこと。・人材育成について、研修の考え方や中長期的な計画について具体的に示すこと。
⑥	【事業実施までのスケジュール】 <ul style="list-style-type: none">・プレーカーや備品等の購入、事業開始・通年の実施時期に係るスケジュール等を示すこと。
(3) 応募者（法人）に関する書類	
①	【法人の概要書（法人案内、HP の写し等）】
②	【定款または寄付行為の写し】

作成上の注意

- ・上記の書類を原則すべてA4（縦）で作成し1部提出してください。
 - ・個人氏名、印鑑等の個人情報に関する情報に関してはマスキングを行ったうえでご提出ください。
 - ・下記に記載する問い合わせ先及び書類提出先に持ち込み（持参）とします。
- ※必ず、来庁予定日・時刻を事前に電話予約の上、お越しください。

問い合わせ先及び書類提出先

中野区子ども教育部子ども・教育政策課子ども政策調整係（中野区役所本庁舎7階）

電話番号 (03) 3228-5605（直通）

ファックス番号 (03) 3228-5679

Eメールアドレス kodomo-tyosei@city.tokyo-nakano.lg.jp

2 その他

（1）応募書類について

- ア 応募書類及び本件応募に関する問い合わせ等において、使用する言語は日本語とします。
- イ 応募書類については、運営法人の選定、中野区との調整に関する業務以外の目的で使用せず、また当該法人に無断で公表しません。ただし、応募書類等についての情報公開請求があった場合には、中野区区政情報の公開に関する条例に基づき公表します。
- ウ 応募書類提出後の内容変更は、原則として認めません。
- エ 提出書類の内容に事実と反する記載があった場合は、決定を取り消すことがあります。
- オ 応募書類の著作権は当該応募者に帰属しますが、運営法人に決定した応募者の公表等のため必要と認める場合には、中野区は応募書類の情報を無償で利用することができるものとします。
- カ 提出された応募書類は返却しません。

（2）応募に際して要する費用及び中野区への提出書類に要する費用については、応募者の負担とします。また、区において選定されなかった場合、中野区議会において本事業に係る予算が可決されなかった場合等により生じた損害については、区は一切責任を負いません。